



復 命 書

出張年月日	平成21年2月13日	出張地	熱海市役所
用 件	[Redacted]によるコンクリートガラ野積みの処理方針について		

熱海市伊豆山赤井谷に野積みされているコンクリートガラについて、[Redacted]の今後の対応について聴取するとともに、処理方法について東部健福、熱海土木とともに指導、助言を行った。

出席者： [Redacted]
 熱海市役所 まちづくり課 [Redacted] ほか2名
 東部健福廃棄物課 [Redacted]
 熱海土木事務所 都市計画課 [Redacted] ほか1名

概要

[Redacted]
 [Redacted]解体現場では近隣住民に迷惑がかり、分別作業は出来ないため。解体工事が終了し次第、順次分別、処理場へ搬出する。D工区を早期完成、販売したいと考えており、そこへの侵入路途中にコンクリートガラや建築廃材等が野積みのままでは、客へのイメージも悪くするので、放置は出来ない。

熱海土木：リサイクル法に関する書類は提出済。申請どおりに行われるか監視する。
 東部健福：(建設廃棄物処理方針により)、すみやかに処理計画書を作成し提出すること。内容を確認し、必要によっては指導を行う。
 東部農林：現状 Iha 未満であるので森林法における当事務所の指導は無い。面積には十分注意すること。繰り返したが、2度目は無い。

熱海市
 打ち合わせ後、産業振興課に上記件について指導、助言を行った。
 昨年復旧指導した箇所にコンクリートガラが野積みされている。現状を確認するとともに伐採届(小規模林地開発?)を提出させる。事後であるので始末書をつけさせる。5条森林区域と区域外にまたがっているので、範囲の確定をする。業者に測量させるべきだが、今まで経緯等から即対応するとは考えにくいので、場合によっては市独自で測量する必要がある。

上記のとおり復命します 平成21年2月13日

東部農林事務所長 様

職 氏名 [Redacted]

建設廃棄物処理指針

平成13年6月

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

(4) 処理計画の作成

作業所（現場）において策定すべき処理計画は、廃棄物処理計画書として文書化することが望ましい。廃棄物処理計画書に記載する項目を次に例示する。

1) 廃棄物処理計画書

イ. 工事概要

- ① 工事名称、工事場所、工期
- ② 発注者名、設計者名、作業所長名、廃棄物処理責任者名
- ③ 工事数量
- ④ 解体工事、基礎工事等の請負業者名

ロ. 建設廃棄物の種類・発生量とその分別、保管、収集運搬、再生利用、中間処理、最終処分の方法等

ハ. 再生利用する廃棄物の種類、再生利用量、利用用途、利用のために中間処理が必要な場合はその方法、施工方法等

ニ. 他の排出事業者が排出する廃棄物を建設資材として再生利用する場合には、再生利用個別指定の申請等の法的手続きの方法

ホ. 委託処理

- ① 収集運搬業者（積替・保管を含む。）の許可番号、事業の範囲、許可期限等
- ② 中間処理業者、最終処分業者の許可番号、事業の範囲、許可期限等
- ③ 処分施設の現地確認方法

ヘ. 添付書類

- ① 産業廃棄物処理委託契約書
- ② 処理業者の許可証（写し）

なお、再生資源の利用の促進に関する法律においては、一定規模以上の工事について再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を作成するとともに、実施状況を把握して、工事完成後1年間保存することが義務付けられているので留意すること。

(5) 作業所（現場）の運営

作業所（現場）において処理計画に沿った処理を実行するためには、関係者の理解と協力が必要である。また、下請業者とは、十分に打合せを行う必要があり、新規の入場者教育や日々の打合せの際に、作業所（現場）の廃棄物処理方針を周知させるとともに、職長会などを活用した管理体制を整えることが重要である。

あるいは他の排出事業者の廃棄物と混合しないように区分して保管させる等、特に、指示すべき事項が有る場合には、その旨を委託契約書に記載する必要がある。

(6) 積替・保管を行う収集運搬業者は、積替・保管施設ごとに帳簿を備え、排出事業者名、作業所（現場）名、産業廃棄物の種類、搬入年月日、搬入量、回収した有価物の種類及び回収量、搬出年月日、搬出量、搬出車両、搬出先等を記録し5年間保存しなければならない。

(7) 排出事業者が作業所（現場）から建設廃棄物を運搬し、作業所（現場）以外の場所で保管する行為は、運搬に伴う保管であり、積替えのための保管基準が適用される。